

## 加古川名物かつめしPRロゴマーク及びキャラクター使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、加古川名物かつめしPRロゴマーク（以下「ロゴ」という。）及びキャラクター（以下「キャラ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請等)

第2条 ロゴ及びキャラを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、加古川観光協会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の届出により使用することができる。

- (1) 加古川市及び加古川商工会議所が使用するとき。
- (2) 加古川観光協会の作成するのぼりを利用、またはマップに掲載されているかつめし取扱い店舗が自店の装飾に使用するとき。
- (3) 加古川市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴ及びキャラの使用を承認するものとする。

- (1) 加古川名物かつめしのイメージを損ない、関係者に不利益を与え、または与える恐れのあるとき。
- (2) ロゴ及びキャラを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、会長がロゴ及びキャラの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

### (使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴ及びキャラを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、承認条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には別表に定める表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、別表に定める表記が難しい場合は、「©加古川観光協会 2008」の表記をもって代えることができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 ロゴ及びキャラの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、会長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 会長は、ロゴ及びキャラの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴ及びキャラの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴ及びキャラの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 ロゴ及びキャラの使用承認を受けた者が、ロゴ及びキャラの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴ及びキャラの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第5条関係）

使用を承認するもの	表記
ロゴマーク	加古川名物かつめしPRロゴマーク
キャラクター	加古川名物かつめしPRキャラクター かつつん デミーちゃん

附則

この規程は、平成20年10月15日より施行する。